

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部
を次のように改正する。

第11条の5中「後8週間」を「以後1年」に改める。

（宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条の3を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定め
る期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間は、57日間（多胎妊娠であった場合は71日間）とする。

第8条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(育児参加休暇)</p> <p>第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。</p>	<p>(育児参加休暇)</p> <p>第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者が出産する場合であつて、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。</p>

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(多胎妊娠であった場合は71日間)とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(多胎妊娠であった場合は71日間)とする。</u></p> <p>(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命</p>

権者に申し出た場合に限る。)

権者に申し出た場合に限る。)

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の改正概要

1 改正理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと及び国において育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことを踏まえて、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 育児休業

- ① 取得回数制限の緩和に伴い、再度の育児休業の取得を認める特別な事情のうち、育児休業計画書による申し出を不要とする。
- ② 育児短時間勤務の再度の請求に要する計画書の名称等所要の整備を行う。

※以下は育児休業制度の改正概要

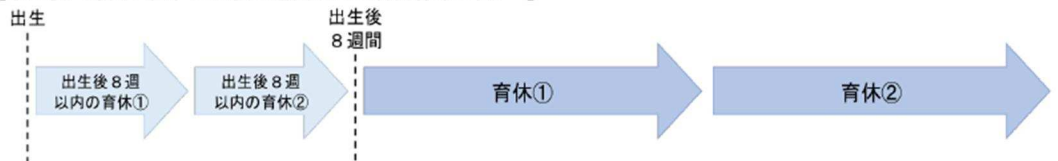
現 行：原則 1回まで（別途、取得期間のすべてが出生後8週間以内（多胎出産の場合は10週間以内）の育児休業を 1回取得可能）

改正後：原則 2回まで（別途、取得期間のすべてが出生後8週間以内（多胎出産の場合は10週間以内）の育児休業を 2回取得可能）

【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】



(2) 育児参加休暇

配偶者の出産に当たり、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できる育児参加休暇について、取得期間を以下のとおり拡大する。取得日数は現行どおり。

- ① 養育の対象が小学校就学の始期に達するまでの子を含む場合（出産に係る子が第二子以降の場合）

現 行⇒出産予定日以前8週間及び出生日の翌日から8週間

改正後⇒出産予定日以前8週間及び出生日から1年間

- ② 養育の対象が出産に係る子のみの場合

現 行⇒出生日の翌日から8週間

改正後⇒出生日から1年間

3 施行期日

公布の日から施行する。